

# 一般財団法人平和協会 駒沢診療所

## 居宅介護支援事業 重要事項等

### I. 運営方針

1. 当事業所の介護支援専門員は、要介護者等（以下「利用者」という。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供します。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して調整します。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
4. 関係市区町村、地域包括支援センター、地域の介護保険施設・医療福祉サービス等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### II. 当事業所の概要

#### 1. 提供できるサービスの種類と地域

ア. 事業所名	一般財団法人平和協会 駒沢診療所
イ. 所在地	東京都世田谷区上馬4丁目5番8号
ウ. 電話番号	03(3424)8501
エ. FAX	03(5431)0532
オ. 指定番号	1371200526
カ. サービス種類	居宅介護支援
キ. 提供地域	世田谷区（上馬・駒沢・桜新町・三軒茶屋・下馬・新町・ 世田谷・弦巻・野沢・深沢・若林） 目黒区（東が丘・八雲・柿の木坂）

#### 2. 職員体制

介護支援専門員	管理者	1名（常勤兼務）
	社会福祉士	1名（常勤兼務）
	介護福祉士	1名（常勤専従）
	相談員	1名（常勤専従）
事務員		1名（常勤兼務）

#### 3. サービス提供時間

月曜日～金曜日	午前8時30分から午後5時
土曜日	午前8時30分から午後0時30分
休業日	日曜日・祝祭日 12月30日から1月3日及び6月第2土曜日
24時間連絡体制	必要に応じて利用者等の相談に24時間連絡可能な体制 24時間連絡体制専用番号：（契約利用者へのみ情報提供）

### Ⅲ. サービス内容

#### 1. 居宅訪問

介護サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握する為、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後においても、介護サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者等が求めるサービスが適切に提供されるように月1回以上の居宅訪問等の方法による支援を行います。

#### 2. 介護サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるように、心身の状況を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。

#### 3. 事業所間の連絡調整

当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行います。

#### 4. 医療機関との連携

病院等に入院する必要がある場合には、病院等と情報共有や連携をとる必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャーが把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主事の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

#### 5. 相談業務

電話、訪問、来所等をとおして利用者等からの相談に適切に対応します。

#### 6. 申請代行

介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続の代行を行います。

#### 7. 給付事務

国保連に提出する介護保険の給付管理を行います。

### Ⅳ. 当事業所の取り組み

#### 1. 公正中立

複数のサービス事業者等を紹介します。

#### 2. 虐待防止および身体的拘束等の原則禁止

虐待防止のための指針を設け、虐待防止検討委員会を設置、委員会での協議内容を職員に周知し、防止策・対応策・研修を講じます。虐待または虐待が疑われる場合は市区町村関係機関へ相談、報告します。利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

### 3. 非常災害時等対策

非常その他の緊急の事態に備え、業務継続計画等を策定、研修・訓練を行います。

### 4. 感染症対策

感染症の予防及び蔓延防止のための指針を設け、感染予防委員会を設置、研修・訓練を行います。

### 5. ハラスメント対策

職場における（利用者等からのハラスメントも含まれる）ハラスメント防止のため、方針を策定し、職員に周知・啓発します。

### 6. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市区町村（保険者）、ご家族等に早急に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## V. 利用料金

### 1. 利用料

(1 単位 11.40 円)

利用料は介護保険で10割給付され、自己負担はありません。

但し、保険料を滞納されると、本来給付される利用料を全額負担しなければならなくなりますので、下記の利用料がかかることになります。

居宅介護支援費(I) (1月つき)

要介護1・2 1,086 単位

要介護3・4・5 1,411 単位

(加算)

- 初回の支援に対する加算（新規若しくは要介護状態が2区分以上変更）

初回加算 300 単位/月

- 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて、相談に対応する体制への加算

特定事業所加算Ⅲ 323 単位/月

- 病院等と利用者に関する情報共有等を行うことへの加算

入院時情報連携加算Ⅰ 250 単位/月

入院時情報連携加算Ⅱ 200 単位/月

退院・退所加算 (Ⅰ) イ 450 単位/回

ロ 600 単位/回

(Ⅱ) イ 600 単位/回

ロ 750 単位/回

(Ⅲ) 900 単位/回

通院時情報連携加算 50 単位/月

ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月

緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/回

- 職場環境改善、人材確保、人材定着を目的とした加算

処遇改善加算 (令和8年6月から、加減算後の総報酬単位数に  
加算率2.1%を乗じる)

## 2. 交通費

通常の事業の提供地域（上記 II-1-キ記載）は無料です。通常の事業の提供地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収します。

## VI. サービス内容に関する相談・苦情

1. 当事業所 担当者名 所長 米 谷 美 津 子  
電話番号 03（3424）8501  
受付時間 午前8時30分～午後5時  
月曜日～金曜日（祝祭日は除く）
  
2. その他 世田谷区 保健福祉課 03（5432）2850  
目黒区 介護保健課 03（5722）9574  
東京都国民健康保険団体連合会 03（6238）0177  
介護相談窓口  
世田谷区の各あんしんすこやかセンター  
（各市区町村の地域包括支援センター）

## VII. 提供サービスの第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

## VIII. 駒沢診療所の概要

名 称	一般財団法人平和協会 駒沢診療所
管理者名	所長 米 谷 美 津 子
所 在 地	東京都世田谷区上馬4丁目5番8号
電 話	03（3424）8501
診療科目	内科・心療内科・婦人科
事業内容	一般診療・在宅医療・訪問看護・健康管理センター 居宅介護支援事業・訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション